

令和5年度裾野市農業委員会5月総会 議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日(水) 午後1時30分から午後2時00分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	杉山 守正	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	勝又 一郎
		8	渡邊 博美	東	市野 哲也	富岡	眞田 孝三
3	庄司 建一	9	大庭 清宏	西	大庭 義文	富岡	杉本 義明
4	勝又 和一	10	渡邊 光枝	深良	勝又 俊博	須山	中村 偉文
5	柏木 一男	11	杉山 克己	深良	宮崎 慎一		
6	杉山 邦利	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

2	志村 重利						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 関野悠樹 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

3	庄司 建一	4	勝又 和一
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 3号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
 (2) 議第 4号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
 (3) 議第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
 (4) 議第 6号 非農地証明願の裁定について

7. 会議の概要

議長

今から令和5年度裾野市農業委員会5月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、3番 庄司建一委員、4番 勝又和一委員をお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太郎氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1

(議案朗読により説明)

議 長 　　ただ今の報第3号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思いま
す。

次に、議第4号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事
務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 　　はい。議第4号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

（議案朗読・投影写真によりにより説明）

議 長 　　続きまして、地区担当委員 推進委員 宮崎慎一委員から議案について説明をお願
いします。

地区担当委員 　　申請地は、深良 町震コミュニティセンターから西に約60mに位置します。
申請地は調整区域内の農地です。面積は2筆合計で、618㎡で、地目は登記簿が
田、現況が休耕地です。

申請地は、平成17年に相続により取得しましたが、渡人は遠方に住んでいたため、
受人が保全管理を行っていました。今後の管理を検討する中で、売買の話がまとまり
申請に至ったものです。

申請地は妻が所有する土地に隣接しており、隣接地と併せて利用することができる
ようになります。

受人は沼津市に居住しており、40年ほどの農業経験があります。経営農地は9、
040㎡あり、露地野菜を栽培しています。沼津市農業委員会に照会しましたが、お
おむね適正に管理しているとのことです。

耕作は、受人が行いますが、将来的には受人の二男が申請地に隣接する妻の実家に
住み、共同で行うとのことです。

必要な農機具も所有しており、申請地取得後は水稻を栽培する計画であるため、営
農に問題は無いと思われれます。

申請地取得後の経営農地は、9、658㎡です。通作にかかる時間は、車で25分
程度です。

従事日数の基準や、地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、水稻を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われれます。ご審議のほどお願いします。

議 長 　　ただ今の議第4号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議 長 　　それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第4号 番号1について、本
案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第4号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2

また、こちらの案件については、大庭義文委員が関係する案件になります。農業委
員会法第31条第1項に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配

偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という規定があります。これに準じて、大庭義文委員は、議案審議の間、一時退席願います。

(大庭義文委員 退席)

事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第4号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 8番 渡邊博美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、深良 町震コミュニティセンターから北東に約170mに位置します。申請地は調整区域内の農地です。面積は4筆合計で、2,316㎡で、地目は登記簿が田、現況が畑です。

渡人は令和4年12月に相続により取得しましたが、農業経験が少なく、農地の耕作管理ができないことから、農協に相談したところ、話がまとまり、申請に至ったものです。

申請地4筆のうち3筆は、農地中管理機構による賃貸借により、受人が耕作していましたが、3月31日までで合意解約を行っており、本件の売買のために解約したものです。

耕作は、受人夫婦の2名で行いますが、30年ほどの農業経験があります。

また、受人は市内の認定農業者であり、経営農地は2,404㎡あり、効率的に管理されております。申請地取得後の経営農地は、4,720㎡です。通作にかかる時間は、車で5分程度です。

経験・技術においても問題ありません。

耕作計画によると、露地野菜を栽培する予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われまます。ご審議のほどお願いします。

議長

ただ今の議第4号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第4号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

(大庭義文委員 入室)

次に、議第4号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第4号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号3

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 推進委員 眞田孝三委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、御宿 坂上区集会所から南西に約200メートルのところに位置しま

す。

申請地は調整区域内の農地です。面積は2筆合計で1,235㎡で、地目は登記簿・現況ともに田です。

渡人は平成28年に贈与により取得しましたが、自身での耕作管理が難しいため、近隣で農業を行っている受人に相談したところ、売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

耕作は夫婦と同居する義父母の4人で行いますが、受人が2年、他3人が10年以上の農業経験があります。

受人の経営農地は3,736㎡あり、農地の一部でネギ、サトイモ等の露地野菜を栽培しております。就農当初からブルーベリーの栽培を計画していましたが、去年は長野県の苗木を販売する業者の都合により、苗木を入荷することができなかつたため、今年は秋頃に植栽する予定とのことです。

必要な農機具も購入し、申請地取得後は20年以上の水稻栽培の経験者からの協力を得ながら行っていく計画であるため、営農に問題はないかと思えます。

申請地取得後の経営農地は、4,971㎡で、通作にかかる時間は徒歩1分程度です。

従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、水稻の栽培をする予定です。

周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

議長

ただ今の議第4号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第4号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、麦塚公民館の約400m南側に位置しています。

現況は田となっています。

借人は、申請地南側に隣接する東海旅客鉄道(株)保有送電線鉄塔の改修工事を請負っており、周辺で工事期間中の仮設施設・資材置き場・駐車場を探していました。

申請地は、鉄塔に隣接する適地であることから、貸人に相談し、承諾を得られたため、一時転用を申請するものです。

一時転用期間は、6か月間であり、工事完了後、仮設施設はすべて撤去し、農地(田)へ復元するものです。

農地区分は、農振農用地及び第1種農地に該当しますが、6か月間の一時的な利用であるとともに、鉄塔の隣接地は申請地のみであり、用地選定について他の土地での代替可能性がないため、立地基準を満たしていると考えられます。

覆工板(ふっこうばん)やネットフェンスなどは、建築物に該当しないため、都市計画法・建築基準法の手続きは不要となります。

また、転用計画が実施される資金力もあり、一時転用面積も適正です。

本件は、6か月間の一時転用であり、農地復元計画・耕作管理計画により、許可期間終了後には農地への復元が確約されていることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は貸人の農地、西側と東側は道路、南側は本申請により補修工事を行う鉄塔敷地に接しています。

仮設施設敷地内は、農地の表土保護のため土木シートの上に覆工板(ふっこうばん)が設置されます。また、段差箇所については土のうを設置し農地形状を崩すことの無いようにするほか、仮設フェンスも設置される計画となっています。

申請地を一時転用することに対し、賃貸人も承諾し、農地へ復元することも確約されていることから、周辺農地への影響は少ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

ただ今の議第5号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

事務局

事務局より追加の説明事項があります。

昨日飯塚邦彦委員より、申請地で工事が始まっているのではないかのご連絡をいただいて現地確認に行きましたところ、6ページの計画図で農業用水仮移設と記載された仮排水路を設置して、申請地北側にある田の水を大場川に逃がす工事が含まれており、この排水路を設置する工事を行っていました。

現地にいた受人側の現場責任者に状況を聞いたところ、北側の田の所有者から田に水を入れたいと要望があったため排水路の設置を先行して行っていたとのこと。このまま排水路を設けないと申請地も水浸しになって仮設ができなくなるという事情があったとのことで、責任者の方も計画時点でスケジュールの調整不足があったと反省をしていました。

結果的に許可前の施工となってしまったわけですが、事務局としては、転用目的ではなく、北側の田に水を張るために必要不可欠であり、周辺農地に悪影響を及ぼさないための行為であったと判断いたしました。

現場責任者に今後の工事について確認したところ、今回はこの排水工事のみ行い、本格的な工事は6月末頃から動き始める見込みということでした。

大庭清宏委員

今回の申請は1枚の田の中での部分転用だと思うが、残りの部分で田はできないと思う。畑か何かにするのでしょうか。

事務局

転用期間中の耕作については未確認です。

大庭清宏委員

転用地はフェンス等で囲う予定とは思いますが、もし休耕した場合に残りの農地も使えてしまうのではないかと。

事務局

転用地はネットフェンスで囲う計画です。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第5号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で決定することに決定します。

次に、議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2～3

は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第5号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2～3
(議案朗読・写真投影により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 11番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、東小学校の約300m東側に位置しています。
現況は畑となっています。

譲受人は、裾野市と三島市で特別養護老人ホームを運営する法人です。市が裾野市介護保険事業計画に基づき地域密着型サービス事業所の開設事業者を公募したことに対し、これに応募するため、新たに社会福祉施設の建設候補地を模索していました。

譲渡人は、茶畑地先にいくつかの農地を所有していますが、申請地について譲受人と売買の合意ができたことから申請に至りました。

また、建設工事にあたり工事車両の駐車場として、東側に隣接する農地の一時転用についても併せて申請があります。一時転用期間は2年間であり、工事完了後は仮設施設はすべて撤去し、農地へ復元するものです。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。

当施設の開設に関しては、市の地域密着型サービス開設事業者の選考において、事業内容や資金力等の審査を経て、譲受人が選定されました。

そして、市の土地利用事業の承認を受けているなど、他法令による許可を受けるための手続きが進められており、一般基準を満たしていると考えられます。

また、建設工事に伴う一時転用についても、面積は適正であるとともに、許可期間終了後には農地への復元が確約されていることから、一般基準を満たしていると考えられます。

北側は水路、東側は申請者の畑、南側は都市計画道路の佐野茶畑線、西側は宅地及び休耕地に接しています。

隣接地との境界には見切り工とフェンスが設置されます。なお東側及び西側の農地とは高低差があり、法面で区切られています。

排水は、雨水は地下式調整池に、し尿や雑排水は合併処理浄化槽に集水し、道路側溝に放流します。

また、建設工事に伴う一時転用については、農地の表土保護のためゴムシートを敷設します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただ今の議第5号 番号2～3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第5号 番号2～3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で決定することに決定します。
次に、議第6号 非農地証明願の裁定について 番号1 事務局から議案書の説明

をお願いします。

事務局

はい。議第6号 非農地証明願の裁定について 番号1

(議案朗読・写真投影により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 推進委員 宮崎慎一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

願出地は、深良 町震コミュニティセンターから西に約60mに位置します。
願出地の現況は、市道1213号線の道路敷地の一部として使用されており、面積は9.20㎡です。
願出人は平成17年に相続により願出地を取得しましたが、平成16年に分筆登記されたときから道路の一部として利用されてきました。
願出地は生活上不可欠な通路使用されており、かつ、道路の一部になってから10年以上経過しており、農地への復元が容易ではないと認められます。
願出地は、道路の一部になっており、北側の農地とは分離されているため、周辺農地への影響はないと思います。
ご審議をお願いします。

議長

ただ今の議第6号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第6号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で決定することに決定します。
これをもって令和5年度裾野市農業委員会5月総会を閉会します。

令和5年5月10日 (会議録署名人)

3番署名人

庄司 健一

4番署名人

勝又 和一